

2005年7月12日

地方公務員災害補償基金審査会 御中

再審査請求人大友博子

代理人 富 樫 昌 良

## 口頭意見陳述補充書

2005年6月13日に基金審査会における口頭意見陳述を下記のとおり補充します。

はじめに

私は、1965年に宮城県の小学校教員に採用されました。その後、宮城県教職員組合の専従役員を15年間経験しており、そのうち1992年4月から2001年3月までは、宮城県教職員組合の執行委員長の役職についていました。また、現場の教員生活の中では、教務主任も6年間(84年4月～90年3月)経験しております。

このような経歴から、学校職場の実情等については、自分の体験だけではなく、様々な職場の実態を知る立場にありました。

今回、被災職員の勤務時間の推定作業等の分析を行いましたので、その根拠等について、口頭意見陳述の際に出された質問に答える形で、意見の補充を行いたいと思います。

### 1. 被災職員の勤務時間について

- (1) 口頭意見陳述の際に、基金支部裁決書が「被災職員がうつ病を発症したと思われる平成10年7月中旬から下旬以前の被災職員の実務が、他の同僚職員と比較して特に過重であったとまでは評価できない。」とした部分に関わって、中学校教員の労働時間の異常性を明らかにするとともに、被災職員の勤務時間について陳述を行いました。この陳述に現れた被災職員の労働時間の推測は、すでに提出している再審査請求人の陳述書及び宮城県教育委員会が実施した教育活動の現況調査集計(資料1)、仙台市立中山中学校の職員会議諸資料(資料2～7)を基礎にしてお

ります。

すなわち、宮城県教育委員会の調査においては、勤務終了時刻の最大時間帯が16時50分から17時10分(中学校の85.4%)であるにもかかわらず、平均退勤時刻が18時以降とする者が93%、19時以降とする者は59.4%に達しています。平均2時間以上の超過勤務をしている者の割合は59.6%となっています。平均3時間以上の時間外勤務者も14.1%に及んでいます。(資料1の ページ、14-2「退勤時刻について」参照)

このことは、学校現場の教職員は、定時の17時に仕事を終わることはなく、平均的に見ても2時間程度は職場に残って超過勤務をしていることとなります。もちろん、職場だけでは仕事が終わらないために、家に持ち帰って、いわゆる風呂敷残業を行っているのが、現在の教員の平均的な姿になっています。

被災職員が具体的に担当していた職務について、上記の実態を基礎にするとともに、通常必要となる平均的時間を見積もりながら、さらに再審査請求人の話も合わせて、被災職員の労働時間を1日単位で推測していきました。6月13日に行った私の意見陳述書に添付した一覧表の「校内職務」は、中山中学校の月別行事予定表、進路関係日程表、学期末及び年度末の諸表簿整理予定、年度末・年度初め業務分担表、生徒会活動の内容を示す諸資料や活動予定表、全中大会諸資料などを逐一確認して記載したものです。今回は進路指導の負担が大きくなる97年12月及び98年1月、年度末・年度初めの3月と4月、全中大会前の6～8月の資料に絞って添付しましたので参照願います。時間外勤務に及んだとしている主な項目は、市内の中学校教員13名の実体験に基づく意見をもとに、当然時間外に及んだであろうと推測できるものだけをピックアップしたものです。また、「部活・中体連関係職務」は学校行事予定表と一部存在した休業中の部活指導計画表、バドミントン年間試合計画表及び中学校教員や再審査請求人の証言をもとに時間外に及んだと推測できるところだけを記載したものです。したがって、部活動と記載されていない日も部活動の指導を行っていたはずです。

中体連関係の職務は、部会長による出張依頼のあった会議以外は、その殆どが時間外(概ね19時以後)に行われていました。

一覧表の「帰宅又は作業終了時刻」の時間は、このような作業の結果、控えめに見積もって割り出していったものです。

なお、このような職務時間を推測によって割り出さなければならなかったのは、口

頭意見陳述の際に述べましたとおり、「公立の義務教育等諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」第3条2項に「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」とあることから、正確な時間外の勤務状況についての管理がなされていなかったことによるものです。

推測の具体的経過は、以下のとおりです。

(2) 97年12月(資料2)から98年1月(資料3)

・被災職員は、バトミントンの部活指導を行っていましたが、9月から3月までの部活動は通常17時までのはず(口頭陳述資料p22～23参照)ですが、1月3日、4日に行われた学年別大会のために、30分間延長して17時30分まで行われていました。(当校の年度末反省会記録によると、「延長練習は大会3週間前から」という原則はあまり守られていなかったようです)

そして、たとえば12月1日ですと、成績処理完了の日であり、それをもとにした学年打合せが予定されていました(資料2 / 進路関係日程表)。また、生徒会の中央委員会が翌2日に計画されていますので、その指導と準備が1日になされていたはずですが、これらの業務は、通常は授業・清掃・部活指導終了後ですから、当然時間外に行われることとなります。多くの教員の経験では、中山中学校規模の学校(学年の生徒数4クラス147名)では、前日までに成績処理と素点入力が終わっていたとしても教科の成績資料の作成には1時間以上かかります。学年打合せに1時間以上、生徒会の準備にも1時間弱は必要です。したがって、これらだけで3時間程度の超過勤務がなされていたこととなりますから、これに30分間延長された部活動の指導を加えると、3時間30分程度の時間外の超過勤務が行われていると推測できます。実際には、部活動終了後、生徒を帰宅させたり、次の作業に取り掛かるための準備等を勘案すると、内輪に見積もっても21時過ぎまで職場に残っていたと推測することができるのです。

・被災職員は、この時期中学校3年生の担任であり、通常の教科指導、部活指導のほかに入試・進路指導業務が加わっています。入試・進路指導は、10月頃から年度末である3月まで続きますが、12月からは、具体的な入試・進路指導業務が始まります。その業務については、「平成9年度進路説明会」のパンフレットにあるとおりです。(代理人遠藤利美の意見陳述補充書添付資料参照)

たとえば、三者面談が12月11日及び15日から18日にかけて行われていますが、そのための準備が2日から開始されています。2日に行っている評定資料の作成とそれに基づく3日の学年打ち合わせはクラスや教科による評定の不一致があってはなりませんので相当の時間をかけて行われるのが常です。3時間の時間外という想定は最低のものです。査定資料の作成(5～6日)は間違いなく7日の日曜日にも及んでと思われそうですが、それは含めていません。学年査定会後の進路指導委員会(8～9日)はどの学校でも長時間に及びます。10日は職員会議(通常は15～17時)終了後に三者面談中の自学プリントを作成し、その後全中バドミントン大会の準備委員会に参加しています。11日には三者面談終了後に翌12日の学年・学級懇談資料を作成し、12日からは17日提出の通信票の作成も併せて進めているのです。さらに三者面談には生徒個々の評価資料が必要となりますから、21～22時過ぎまで学校で事務処理を行ったとしても終わるはずがなく、自宅でも業務を行っているはずですが、この間の自宅での業務時間や7日(土)及び13日(日)に行ったであろう業務については再審査請求人の記憶も根拠になる資料もありませんので含めてはいません。

そして、三者面談そのものも、親の勤務の関係から17時以降となることもあります。しかも、面談結果のまとめや、翌日の面談準備に要する時間を勘案すると、陳述資料に添付した一覧表の「帰宅又は作業終了時刻」の時間が推測できるのです。

12月22日には推薦者選考会がありますから、三者面談終了後の12月19日から21日にかけて土日なしの作業が行われたことは想像に難くありません。しかも、資料3の「2学期末の諸表簿整理」にあるように、12月22日までに7種類の諸表簿提出が求められています。平均的に見ても、一覧表にあるよりさらに多くの時間外勤務をしていると考えられます。また、資料2及び3に添付した被災職員の手書きメモを見ると、個々の生徒に応じた細心の注意を払いながら、入試・進路関係事務を行っていることが分かります。年明けすぐの1月7日までに私立7校23人分の推薦書、9日までに私立4校33人分の推薦書、14日までに公立の推薦書(校数、人数は不明ですが延べ15名程度はあるはず)、16日までに私立2校4名の推薦書を作成しなければならず、どの学校の教員も同じですが、正月返上の仕事をしていることは間違いありません。この作業は、生徒一人ひとりの進路を左右する重大な業務であることから、各締切日ごとに学年の教員が集まって共同でチ

エックを行うなど、間違いのないように細心の注意を払って行われますので、担当の教員にとっては精神的にも肉体的にも極めて負担の大きい作業と言えます。

月ごとの一覧表で示した毎日の「帰宅または作業終了時刻(時間外勤務時間)」はこのような手法で一つ一つ割り出していることをご理解いただければ幸いです。

(3) 98年3月(資料4)から4月(資料5)

この期間の特徴は、3年生の卒業と新入生の迎え入れに関わる業務等があることです。たとえば、卒業証書授与式実施計画によれば3月3日には、卒業台帳・卒業証書作成完了(点検・押印)となっています。3月の行事予定表では5日が成績交換ですから4日までに成績資料を作成しなければなりませんし、7日には通信票の提出です。5日と6日は卒業関連学級事務となっていますが、通信票の作成(提出日が7日の土曜日ですから、実際には日曜までかけて作成し月曜朝に提出するのが普通)や諸会計簿の整理、報告書の作成などを行っているはずで、11日は卒業式であり、3年担任にとっては最も緊張する場面でもありますが、休む間もなく17日までには、次年度の教育計画案(被災者は特別活動と生徒会活動、国際理解教育の全体計画)を作成提出しなければなりません。その間、公立高校合格者集計結果資料を作成し、高校入試に失敗した不合格者の指導を行い、公立二次募集の対応に追われることとなります。合格者については、それぞれの入学予定高校に送る指導要録抄本も作成しなければなりません。

1997年の公立高校の入学試験は、3月9日に行われましたが、受験の心得の徹底(事前指導)を行わなくてはなりませんし、受験の引率もすることとなります。高校受験は、3年生にとって一番大切で大きな不安をとまなうものですから、緊張しながら細心の注意を払って生徒指導を行うこととなります。

これらの仕事を行いながら、陳述資料にあるように通常の部活動の指導や全中バドミントン事務局打合せ等を行って、全中大会等の準備(提出済みの全中関係諸資料参照)も並行的に行っています。

また、4月になると新入生を迎え入れて、なれない中学校生活に戸惑っている新入生個々に対応しながら、学級づくり、生徒会の指導、部活動の指導等を行っていくこととなります。被災者はこの時期、教職員の離・着任式における生徒代表の

挨拶指導や新入生との対面式(生徒会主催)の指導・準備、資料5にあるように生徒集会や生徒会中央委員会を開催させながら、生徒会総会までの指導計画に基づき、生徒が主体的に活動できるように援助し指導するという、極めて時間と根気を必要とする業務に携わっています。新学期早々の授業参観やPTA懇談会、あるいは家庭訪問など、生徒も親も不安を抱えているときだけに1年生担任が一番気をつかわなければならない時期です。その上、初めて受け持った免許外教科(社会科)の授業準備に苦慮していたことを考慮しなければならないのです。この授業準備は、当然、一覧表には表れてきません。しかし、毎日の予定(行事予定表、校務分掌)を考えると、自宅に帰ってからしかできないことは明らかです。「帰宅時刻または作業終了時刻」を超えて、免外授業を含む授業準備が行われていたものと思われます。

4月当初は、あらゆる分掌において年度計画を意識した計画の具体化の時期でもあり、各種書類の提出など学級事務に忙殺される毎日です。併せてこの時期は中総体前でもあり、部活動にも指導の熱が入る時期になっています。4月からは部活指導時間が延びて6時頃まで行われますし、口頭陳述の資料として添付した4月の一覧表に示したとおり土日を使った練習試合や各種大会もありますので、校務分掌上の職務は、部活動が終了し生徒を帰宅させたあと、午後6時半以後から行うこととなります。

これらの仕事をこなすにあたって、通常必要となる時間を考えていくと、控えめに見積もっても一覧表の「帰宅又は作業終了時刻」になっていくのです。これに、前述した免外授業を含む授業準備があったこととなります。

(4) 98年6月(資料6)から7月(資料7)

6月は、仙台市の中総体が行われます。1997年は、13日(土)と14日(日)に中総体が開催されました。また、7月は、宮城県の中総体が21日(水)から25日(土)に開催されています。今回の資料には添付していませんが、陳述資料(5月)では、5月中は生徒会の指導と中体連関連の業務に連日のように関わっていたことを伺い知ることができます。

中総体をはさんだ激励会や結果報告会は生徒会主催行事(資料6参照)です。また、直後の6月23日から1期考査試験が実施されていますから、20日から22日

にかけて土日返上でテスト問題を作成し、テスト実施後直ちに全クラス分の採点をし、7月7日までに成績資料の作成を行うことになっています。併せて、7月9日には体育祭が開催されていますが、これもまた生徒会が主催ですから、資料7にあるように6月12日から約1カ月をかけた細やかな指導がなされていたことが分かります。校長の案内文書や仙台市研究集会における被災者の発表要項にもあるとおり、役員の生徒を指導しながら生徒会活動全体の自主的実践的態度を育てる場として重視していたことが分かります。

このように、この期間は通常の授業終了後に、6時15分まで延長になっている部活動(大会前3週間は6時45分まで延長)の指導と並行して、テスト準備、採点業務、成績資料作成、体育祭の準備・指導、そして運営委員長・副委員長として仙台中総体、宮城県中総体の準備運営に関わっていたのです。

これらの業務を総合的に考え、通常これらの業務を処理するために最低限必要となる時間を勘案して、被災者の勤務時間を推測したものです。

なお、この期間は、全中の準備が本格化していった期間であったことにも留意しておく必要があります。基金審査会裁決書によれば、全中関連業務が本格化したのは7月中下旬(うつ病発症時期)以後としていますが、資料3の手書きメモによればすでに97年12月末には要項の準備を始めており、98年6月には前述の過重な業務と併せて、事務局打ち合わせやプログラム印刷準備、各種要項作成、弁当発注業者の選定など関連業務が本格化していたことが示されています。一覧表に記載された職務時間は、あくまで資料から推測できる作業について、それを処理するにかかる時間を割り出していったものであって、資料に出てこない各校からの補助役員生徒の集約や係の役員・生徒用Tシャツのサイズ集約などに関わる、全中総務部長としての作業(提出済みの全中大会諸資料参照)等もあったことを考えるならば、被災者の職務時間は、この一覧表以上に及んでいる可能性が高いはずです。

- (5) 以上のような多忙な状況が継続し、平成14年6月27日付けA医師(氏名不詳、基金支部が依頼)の意見書にあるように、「遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての任務上の負担などが、近因としては平成10年4月頃からの全中の準備にかかる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのし

かかり」うつ病を発症したと判断されるべきです。

口頭意見陳述の際に、千葉医師の意見書の作成過程についての質問がありましたが、その際に述べましたとおり、千葉医師には基金に提出した資料をお渡しして、この資料と千葉医師が再審査請求人から聞き取った事情から作成したもので、こちらから特に意見書の記載内容についてお願いしたことは一切ございません。仮にお願いしたとしても、医師として自己の判断と異なる意見は書かないのが当然だろうと思います。何より、基金支部が依頼した医師の意見書が、上記のように記載されていること、この記載が千葉医師等の意見書と基本的に同じ内容となっていることを重視すべきであると思います。基金支部や支部審査会が何故にA医師の意見書を採用しなかったのかが疑問として残ります。

## 2. 1998年8月以降の業務時間について(資料8)

(1) 基金支部審査会では、被災者がうつ病を発症した以降の業務は、支部審査会は「本件自殺の原因となるうつ病の発症に関与する時期の出来事と評価することはできない」として、公務起因性判断の対象とすることはできないとしました。このような判断の枠組みが間違っていることについては、代理人の杉山弁護士が口頭意見陳述において指摘していますが、すでに発症していたうつ病が、業務によってより悪化させられ、その結果自殺にまで至ったものであるかどうか判断されなければならぬはずです。

(2) したがって、自殺直前である8月の勤務状態も把握されなければなりません。

8月の勤務状態については、被災者の作成していた文書(フロッピー)の保存時間等から推測した職務従事時間を割り出して「被災者動静表」として提出しています。これも参考にしながら、すでに提出されている資料から被災者の行っていた職務を拾って、一覧表を作成しました。この一覧表からわかる職務について、同様の職務(各種の全中大会)に従事した経験のある方の意見や再審査請求人の記憶、文書の保存時間等を参考にしながら、被災者の職務の終了時間を推定しながら割り出していったのが、この一覧表の「作業終了時刻」の記載です。

(3) この期間は、全中に参加する生徒の指導、学校の生徒の部活指導等をしながら、全中の運営のための作業に従事していました。「指定休」と記載されて書類上は



休んだ形になっていますが、「指定休」の意味については、口頭意見陳述の際にお話したとおりです。詳しくは、今回提出した資料10と説明をご参照いただきたいと思います。

- (4) この一覧表を見れば明らかなように、被災者はうつ病が発症したとされる7月中下旬以降も連日職務に従事していたことが明かです。7月から8月にかけては盆の16日に妻の実家に帰省した以外は、ただの1日の休暇もとらず職務に専念していたことが分かりますし、8月になると休日(指定休、土日)返上で深夜まで職務に従事していたことが示されています。

うつ病が発症してからも、このような職務に従事していたとすれば、うつ病がよくなることは考えられません。このような職務状態によって、よりいっそううつ病が悪化していったのではないのでしょうか。そして、全中の運営は基本的に順調にいていたにもかかわらず、「全中の準備にかかる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのしかかり、大会終了直後にいたって恐らくは大会運営に関する不満足感とともに(客観的には成功していたと思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し、決して満足しないものである)」「(平成14年6月27日付けA医師の意見書)、レセプションにおける来賓氏名の読み間違いやレセプション終了後、会計処理をしている間にエレベーターの前に一人取り残されたという、通常の状態であればなんでもないエピソードが、うつ病を悪化させていた被災者には大きな精神的打撃となり、自殺を企図したものと考えるべきだろうと思います。

### 3. 被災職員の勤務の状況を理解するための参考資料について

教員(特に中学校教員)がおかれていた実情を理解していただくために、以下3点について資料を添付しますのでご参照下さい。

#### (1) 免許外教科担任の問題について(資料9)

1996年11月12日付け宮城県教育長への共通要求書(3-(2)-参照)

同「交渉のすすめ方」(「2.教職員定数改善について」以下参照)

宮城県教育新聞号外(97.5.10)p18の(1)「定数改善を求める取り組み」参照

以上の資料からは、免許外教科担当問題を教職員組合も重視していたし、

県教委もその改善に努力し始めていたことが理解できると思います。

98年度の大友教諭は、極めて多忙な中学校現場において、生徒会指導や部活指導、中総体業務をこなしながら、初めて免許外の社会科を担当したことの負担をご理解願えれば幸いです。

(2) 指定休の「まとめ取り」問題について(資料10)

1996年度5月30日付け宮城県教育長への要求書(1～3参照)

96年度以前は長期休業中でも、第2,第4土曜日以外の土曜日は勤務を命じられていました。

また、指定休を取りやすくするためと、管理職者も安心して休めるように、お盆期間中の連続閉庁(学校にだれも出勤しなくてもよい日)を要求していました。

同「交渉のすすめ方」(4 - 参照)

「指定休」が実際には消化されていない事実を重視していたことが分かると思います。

手書きメモの「三浦事案をどう考えるのか」という部分は、92年3月に中学校3年担任の教員が突然死した事案で、96年3月に支部審査会において逆転認定になった事例のことです。

宮城県教育新聞号外(97.5.10)p20、3の(1)「夏休みの勤務問題」参照

96年度から長期休業中の全土曜日が閉庁になりましたが、組合の調査によると13.3%の職場で依然として「まとめ取り」が消化されていません。

同p21の(2)「多忙解消を求める取り組み」及び、「多忙解消を求める教職員アンケート集約結果」参照

教員の健康状態が極めて深刻化していたことをご理解いただけたと思います。

宮城県教委教職員課長通知(平成12年6月22日)参照

大友教諭死亡の2年後においても、指定休の「まとめ取り」ができていないことを県教委が認め、「あらゆるものに優先」して指定することと、指定した週休日を帳簿上のものに済ませず「完全・確実に消化させる」よう事務所に求めていることが分かります。

(3) その他の資料(資料11)

宮城県教育新聞(98.5.10)p5の「部活動実態アンケート」参照

部活動の加熱の中で教職員もその改善を求めていたこと、文部省(当時)も改善のための通知を出さざるを得ない状況にあったことが分かります。

まさにこの直後、大友教諭の被災があったことをお考え下さい。

宮城県教育新聞の速報号外「97年度高校入試制度アンケート調査結果」  
(97.7.11)参照

大友教諭が中学校3年担任だった年ですが、推薦制度の導入によって様々な矛盾が拡大し、教員が苦悩していた様子が分かると思います。

裏面には、入試事務がどれだけ大きな負担になっていたかが示されています。

このときのアンケートの自由記述欄には次のような「声」もありました。

私の家庭では今年も夫婦二人とも中三の担任でした。二人とも推薦選考のための調査書作成委員会が同じ日に重なったときは遅くなることが見込まれたので、4歳の息子は家内の両親のところに預けました。

案の定、私の帰宅が遅くなり、夜中の0時を回りました。家に帰ると、家内はまだ帰っていませんでした。朝の5時過ぎに学校から電話をかけてよこして、会議が今までかかったので、今からいったん家に帰るということでした。これ以降も家に持ち込む仕事が多くなり、息子とふれあう時間は少なくなりました。息子はこの時期、精神的に不安定で、イライラしていました。

今の制度で入試のための仕事を進めるにはこんなに膨大な時間が必要で、教員の家庭に大きな影響を及ぼしているということを県教委・文部省は知っているのでしょうか？

宮城県教育新聞「職場討議資料 / 学校運営改善の手引」(2000.1.20)参照

p2「学校における業務内容の精選・見直しについて」(県教委通知)は、この間の県教委と教職員組合の交渉の中で、時間外勤務が余儀なくされる実態を深刻に受けとめ、多忙の解消のため県教委自らが出した改善通知です。

p4には、「時間外勤務」の取り扱いについて、県教委が出した通知文書があ

りますが、教員の勤務実態について、県教委も改善の努力を始めていたことが分かります。

p5～p8からは、宮城県教職員組合は教員の「権利」だけを一面的に主張するのではなく、常に子どもたちの学びと居場所を大事にし、授業を大事にする立場に立っていたことをご理解頂けると思います。だからこそ、県教委との間でさまざまな努力と合意が図られたのだということを付加しておきます。

p15以下にも、お互いの合意にもとづく県教委の通知を紹介しておきましたのでご参照下さい。

4. 6月13日の口頭意見陳述の資料として添付した一覧表の訂正について(資料12)

98年4月～8月の勤務状況について、教員特殊業務従事状況報告書・実績整理簿(公務外認定処分取消再審査請求の審査資料のp109～116参照)及び夏季休業中の部活動実施確認書(同審査資料のp261～262参照)と再度の照合精査をした結果、6月に提出した一覧表に一部誤りがありましたので、別紙(資料12)と差し替えをさせていただきます。

以上、具体的な資料や経験者の証言をもとに、被災者の勤務時間と職務の過重性について、可能な限り詳細に割り出したつもりです。しかし、最初に述べたとおり本来管理監督者によって行われるべき勤務時間の把握が全くなされていなかったという事情があり、推定に頼らざるをえなかった部分も少なくありません。が、これもすでに述べたとおり、家庭に持ち込まれたであろう部分は殆ど含めていなかったり、必要最小限の時間にとどめて整理していることを勘案いただきたいと思います。

被災者が、いかに過重な職務に携わっていたかをご理解下さることを心から願って、口頭意見陳述の補充書とさせていただきます。